

## 鏡野町輝くまちづくり基本条例の検証（令和4年度）

### 1. 検証について

本町は、住民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進するため、鏡野町輝くまちづくり基本条例（以下「条例」という。）を合併10周年となる平成27年3月1日に施行しました。条例の第11条では、町は4年を超えない期間ごとに、この条例が町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討を行い、条例を見直す等の必要な措置を講ずるものとしていることから、前回、平成31年の見直しから4年目となる本年度に見直しました。

#### （1）検証方法

職員による検証委員会を設置し、条例施行からこれまでの取組状況を各担当課からの報告により取りまとめ検証を行いました。

また、1月には地域づくり協議会の代表者やNPO法人の代表者の参加をいただき、条例検証に関する意見交換会を開催し意見及び要望をいただきました。

#### 会議開催状況

会議名	日時	内容
第1回検証委員会	令和4年12月15日	条例検証について 取りまとめ資料の確認 現在までの取組にあたっての条文ごとの課題や感想などの洗い出し
地域づくり団体代表者等との意見交換会	令和5年1月11日	取組状況や平素より感じていることなどの意見交換
第2回検証委員会	令和5年1月31日	検証のとりまとめ

#### （2）条例に関する意見交換会での意見

意見交換会では、町の取組状況及び評価等について、次のような意見がいただきました。

- ・ホームページが各課によってばらばらで統一性がない。毎日の給食を写真でアップしているのが良いので、そういう見せ方を含めたまちづくりの情報発信をしてほしい。（6条関係）

- ・地域づくり協議会の情報共有会を継続してほしい。(7・8条関係)
- ・パブリックコメントはどの計画も長く、全部読んで意見を出すのは時間的になかなか難しいため、概要版的なものがないか。(8条関係)
- ・パブリックコメントをする年齢層が、広報とかは見えていない気がする。コメントのひな型というか、コメント例でも掲載すればコメントも集まるのでは。(8条関係)
- ・色々な部署からよくアンケートがくるが、アンケートの回答が「はい、いいえ」「満足、満足ではない」とかだけではなく、ここの部分は満足だが、ここの部分は満足ではないという気持ちをくんでくれるような、細かい部分での回答枠を設けてほしい。(8条関係)
- ・広報紙は見ない人が大半だと思われる。鏡野町は補助金の対象も多いが、皆さん見たら大变得だと思うが、広報紙を見てないので情報を知らない。(8条関係)
- ・広報紙はホームページで読めるが、わかりにくいし見にくい。自分が興味を持っているものが端的にわかる紙面やホームページにしてほしい。(8条関係)
- ・広報紙も有線テレビを使って上手に発信を。(8条関係)
- ・以前に比べたら、会議の委員や公募委員でも町政に参加する女性の割合が多くなってきている。(8・9条関係)
- ・町役場の雰囲気をもっと親しみやすいものになるべき。職員と個別に話す時は気さくだが、庁舎に入るとあいさつもなく雰囲気が悪い。声かけもしにくいいため、総合窓口を置いたらどうか。(6条関係)
- ・正面玄関に入ってすぐこちらを見られている気がするが、「こんにちは」の一言がないため、威圧感がある。(6条関係)
- ・輝くまちづくり基本条例の理念や町政がどうのこうのより、町民に対して人間対人間の根本の部分を見直すべき。(6条関係)

- ・職員が情報化・効率化を優先して接遇面が低下している。（6条関係）

## 2. 検討結果と今後の取組について

### (1) 検討結果

#### i) 条例制定による効果

この条例があるからというよりは、時代の流れが協働のまちづくりであつたり、住民参画であつたりということもあり、職員の意識は一定のレベルまでは向上していると思われます。

#### ii) 町の取組の課題

- ・条例に関する認知度は高くないと思われます。現に前回の取組事項である、条例に関しての積極的な啓発も行われた形跡はありませんでした。
- ・職員の意識にも差があり、研修を行うなど一層の意識向上を図る必要があります。
- ・住民ニーズを的確に把握し、町政に反映していく仕組みづくりを検討する必要があります。
- ・パブリックコメントが多い市町村を参考にして、集まるように研究します。
- ・庁舎内で情報共有をして横断的に業務を進めていく必要があります。

#### iii) 結論

- ・条例の施行からこれまでに様々な取組が進められてきましたが、効率化ばかり優先するのではなく、職員の意識改革や町民の方々にわかりやすい情報発信を行うなどの、条例の理念の実現に向けて努力をしていきます。（意見交換会の意見を受けて条例改正以前の問題であると考えます）

### (2) 今後必要と思われる取組

- ・町民の方々が行政活動や地域行事に参加できるよう、わかりやすい情報発信を行い、まちづくりに積極的に参加したくなるような工夫を施すこと。
- ・住民ニーズを的確に把握し、町政に反映していくこと。
- ・条例の理念を大切にして町民の方々に親しみやすい町役場を目指し、そのためにも職員接遇研修などで意識改革を図ること。